

◆（山本由美子議員） おはようございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきました公明党議員団の山本由美子でございます。

通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、災害時要援護者の避難対策についてお伺いいたします。

災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づける改正災害対策基本法がさきの通常国会で成立し、政府は8月に災害時要援護者の避難支援と避難所の整備、運営の2つに関して、市町村が取り組むべき具体策を示した指針を発表しました。災害時要援護者の避難支援に関する指針では、東日本大震災において、個人情報保護の観点から名簿情報の外部提供が進まず、効率的な支援ができなかったことから、情報漏えいの防止に留意した上で、災害時の名簿提供も可能としています。要援護者名簿に基づいた個別計画策定も推奨しており、防災訓練や避難所運営のシミュレーションも実施すべきだとしています。

一方、避難所の整備、運営に関する指針では、避難所生活を改善するため、市町村による避難所運営、準備会議の設置や高齢者、障害者らに配慮した福祉避難所の整備を奨励するほか、備蓄品としてはアレルギーに留意した非常食や紙おむつ、生理用品などを検討すべきとしています。また、誰でも避難所を立ち上げられる簡易避難所運営手引の作成や多様な被災者ニーズに応える相談窓口の設置も明記されております。

そこでお伺いいたします。

本市におきましても、災害時要援護者台帳の登録名簿を進めていただいておりますけれども、対象者と現在の登録状況についてお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

亀岡市災害時要配慮者支援事業として取り組んでいます亀岡市ふれあいネットワーク制度の対象者につきましては、まず(日)としまして67歳以上の高齢者のうち、ひとり暮らし、高齢者世帯、要介護度3以上の人、(月)としまして身体障害児（者）、(火)としまして知的障害児（者）、精神障害児（者）、(水)としまして、乳幼児、妊産婦の中で日常的に支援が必要な方、(木)としまして難病などによる在宅療養者で、自力避難が困難な方、(金)としましてその他ひとり親世帯の児童などで支援が必要な方が基本となっております。なお、高齢者につきましては、年齢要件を70歳まで年次的に引き上げることといたしております。

次に、登録状況でございますが、平成24年12月末現在で、7,131人となっております。

◆（山本由美子議員） 今、聞かせていただきました災害時要援護者の中でも、特に自力で避難することが困難である方、避難行動要支援者のこの名簿を作成し、本人の同意を得て平常時から避難支援関係者に情報提供することもこの法律で求められておりますが、この名簿作成の状況と情報の共有化に対するお考えをお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 改正災害対策基本法におきまして、市町村に義務づけられました避難行動要支援者名簿、これにつきましては現在のふれあいネットワーク制度という名簿とは別の取り組みとして作成する必要があると、このように考えております。今後、26年4月1日の施行に向けまして、今後国から示されます予定のガイ

ドライン、これに基づき、情報の共有化も含めまして、要配慮者の円滑かつ安全な避難を目指して積極的に取り組んでいくこととしております。

◆（山本由美子議員） そしたら、いつぐらいをめどに名簿作成をつくっていくというのは、25年度とか明確なというのはないんですか。

◎健康福祉部長（小川泉） 今現在、秋ごろということ京都府からガイドラインが示されると、こういうようなことも聞いておりますので、それに基づいて、できましたら25年度中にも作成をということで考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） もう1つ情報の共有化について質問させていただいたんですけども、お考えをお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 失礼しました。これまで、個人情報保護の観点から、避難訓練でございまして名簿の公開というものは難しかったというように思いますが、今回の法改正によりまして、法的根拠が設けられたと、ということから、今後の取り組みの中で実施に向けまして、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 名簿が作成されましても、実際にこの情報、共有されていなかったら、いざというときの迅速な支援というのに結びつかないというふうに思いますので、特にこの避難行動要支援者の方に特に情報を提供するというのを拒まれる方が多いですので、その方にも十分にこの趣旨を伝えていただきまして、理解をしていただいて、その事前の情報提供にも同意をしていただけるようにということで進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、避難行動要支援者の名簿に基づいて、それぞれの状況に応じた個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、日ごろから地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要だと考えますが、御所見をお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 今、議員御指摘のとおり、そのとおりだというふうに考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） やっぱり近年のこの大規模災害というか、それで亡くなられた方とか行方不明になられた方は60歳以上の方が6割を占めているということで、東日本大震災では7割以上あったということですので、やっぱりこの高齢者の避難支援というのを進めていくというのは喫緊の課題かなというふうに思います。今回の台風でも避難勧告を出されましたし、やっぱりいつ災害が起こるかわかりませんので、できるだけ早く、地域で支え合うというか、個別計画というのを名簿をもとに、その名簿をつくるというだけじゃなくて、誰が誰をどこに支援するかということも、しっかりとできるだけ早く進めていただきますように、よろしく願いいたします。

次に、東日本大震災でも避難生活が長期化したことで、病気や体調の悪化などが原因で亡くなる震災関連死が相次いだことから、福祉避難所の普及、整備についても取り組むべき課題となっておりますが、現在の締結状況と今後の計画をお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 福祉避難所の関係でございまして、昨年の9月に市内の高齢施設あるいは障害者施設の9カ所と、福祉避難所の設置について協定を結んでお

ります。福祉避難所は体育館などの一時避難所で過ごすことが難しい要配慮者に対応することを目的といたしておりますが、現状の受け入れ可能人数は、9カ所合わせましても216名ということになっておりまして、要配慮者全てに対応することが難しい現状でございます。このため、京都府では一時避難所に福祉避難コーナー、これの設置を進めるガイドラインを作成されておりますので、今後防災担当の横との連絡を深めながら、避難者全体の支援の中で要配慮者の避難支援を進めてまいりたい、このように考えております。

◆（山本由美子議員） 今、一時避難所に福祉避難コーナーですか、つくっていただけるということで聞かせていただいたんですけれども、それとともに、引き続き福祉避難所のほうも各施設に締結まで結びつけるように、つなげていただけるように協議をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

新潟県三条市では、福祉避難所の協定の締結のほかに、訪問介護事業者とホームヘルパーの派遣に関する協定を締結されております。また三重県伊勢市では、災害発生時に安否確認や手話通訳などの支援を行うため、市が所有する聴覚障害者の要援護者台帳の情報を聴覚障害者支援センターに提示するという情報提供の協定を締結されているんですけれども、本市における積極的な支援協定を結ぶ取り組みについてお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 要配慮者の避難支援を進める上では、避難所におきまして手話通訳等の必要がある場合がございますので、今後の取り組みの中で、関係機関などと十分に検討していきたいと、このように考えております。

◆（山本由美子議員） 手話通訳のほうも今後考えていただけるということなんですけれども、1つ前に言いましたホームヘルパーのほうも、現在平常時に利用されている方もおられますので、やっぱりそういう災害時にも必要になってくるかなというふうに思いますので、そのあたりも取り組みのほう、お願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、東日本大震災では避難所での生活環境の影響で、被災者の肉体的、精神的にも疲労が増したということが伝えられております。避難所における生活環境の整備について、現状と今後の方向性についてお尋ねいたします。

◎総務部長（門哲弘） 総務部長、お答えを申し上げます。

亀岡市の収容避難所につきましては、小・中学校の体育館や自治会事務所など、市内55カ所を指定をいたしておるところでございます。被災者の避難所におけます生活環境を整備するために、現在、簡易トイレを計画的に配備をするとともに、段ボール製の簡易ベッドの支援に関します協定を締結するなど、取り組みを順次進めているところでございます。

今後につきましても、ことし8月に内閣府が策定をいたしました避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針、これに基づきまして整備を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 被災者の方のニーズをしっかりと把握していただきまして、本当に被災者の立場に立った避難所運営というか、それをしていただけるように、これからも準備をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、健康寿命の延伸についてお伺いいたします。

政府は今年度から、「健康日本21」（第2次）をスタートさせました。今後、10年間の日本人の健康に関する目標を定めたもので、最大の狙いは健康寿命を延ばすことです。健康寿命とは、要介護や病気で寝込まず、自立して生活できる期間を示します。2010年度の厚生労働省のデータによりますと、男性の平均寿命は79.55歳、女性の平均寿命は86.3歳に対して、男性の健康寿命が70.42歳、女性の健康寿命が73.62歳にとどまっております。男性9.13年、女性12.68年は自立した生活ができていないというふうに、状態になります。厚生労働省は「健康日本21」（第2次）で、健康寿命の伸び率が平均寿命の伸び率を上回ることを目指しています。平均寿命と健康寿命の差が縮まれば、健康で元気な高齢者がふえ、その結果、医療や介護など年々膨らむ高齢者福祉の費用を抑える効果も期待できます。

健康寿命を脅かす原因としては、生活習慣病や身体活動の減少、運動不足が上げられます。メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群は、一般的にも認知されて、メタボ解消に向けたさまざまな対策が講じられていますが、骨、関節、筋肉など、運動器の障害で要介護や寝たきりになる危険が高い状態のロコモティブシンドローム、運動器症候群については認知度が低く、一般的にその危険性や対策への関心が希薄であるのが現状です。「健康日本21」（第2次）では、ロコモティブシンドロームの認知度を80%にする目標を掲げており、メタボと並んでロコモ予防の認知度を高め、その対策を講じていくことが健康寿命の延伸につながると考えられます。

そこでお伺いいたします。

本市の亀岡健康プラン21の中にも、生活習慣予防や介護予防により健康寿命の延伸を図ることが重要であると記されていますが、本市における平均寿命と健康寿命をお聞かせください。また、その差を縮めるためにどのような対策をとられているのか、あわせてお聞かせください。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 健康福祉部担当部長、お答えをいたします。

厚生労働省が公表いたしました平成22年度の本市の平均寿命は、男性が80.1歳でございます。女性は86.3歳でございます。なお、健康寿命の公のデータはございませんが、厚生労働省の示します算定式に基づきまして試算しましたところ、参考数字ではございますが、男性74.5歳、女性79.0歳で、その差は男性5.6歳、女性7.3歳でございます。

この健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮めるための対策としまして、亀岡健康プラン21に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の健康、たばこ、歯の健康、健診・生活習慣病対策の6つの領域に分けて、各ライフステージごとに取り組み目標を掲げ、子どもから高齢者までの健康づくりや介護予防など、幅広い啓発や教育活動を亀岡健康づくり推進会議の各関係諸団体を初め地域ぐるみで展開をいたしております。

なお、健康づくりの市民啓発の場として、健康いきいきフェスティバルを来る10月27日、日曜日に市民ホールで開催する予定をいたしております。御案内をしておきます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今、健康いきいきフェスティバルもお知らせをいただきまし

たけれども、できるだけ市民の方に周知をしていただいで、そういう取り組みに参加していただくようにしていただきたいなというふうに思います。また、健康増進課、また高齢福祉課ですね、それぞれの課ごとに健康づくり施策というのをされているかと思うんですけれども、連携しながら、できるだけこの健康寿命に続く取り組みを押し進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

次に、ロコモティブシンドロームの認知度を高めることの必要性と本市の取り組みをお尋ねいたします。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 健康寿命を延ばすためには、ロコモティブシンドロームの認知度を高め、各自がその要因や症状を知り、毎日の生活に正しい運動習慣を取り入れることが大切であると考えております。本市におきましては、ウォーキング教室や健康づくり教室の実施を初め、健康相談や健康づくりイベント開催時にロコモチェックや移動能力を見るロコモ度テスト、またロコモを防ぐ運動としてロコトレ等の普及を進めているところであります。今後も国の健康日本21の趣旨に基づき、こうした取り組みを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） このロコモ、メタボは皆さん知っていただいていると思うんですけれども、きょうを機に、ロコモという言葉を知っていただきたいなというふうに思います。ロコモというのは、40歳からもうふえ始めて、70代から80代がもうピークになるということで、要介護、要支援になる理由では関節疾患と骨折、転倒で全体の2割を超えるというふうに言われていますので、また今後ともあらゆる機会を通して、ロコモ啓発していただくとともに、今言われました運動や栄養の面でも、しっかりとこの継続して、実践できる取り組みというのを進めていただきたいなというふうに思います。

それと健康教室とかに関してなんですけれども、どうしても中央でされる教室とかが多いですので、できるだけ周辺地域というのは行きたくても行けないという声をよく聞きますので、中央からそれぞれの自治会とか区とか、そこでまた皆さんが参加できるような取り組みも進めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

次に、先月、泉佐野市の保健センターのほうへ視察に行っていました。泉佐野市では、市民の皆さんの健康づくりの促進と健康の重要性を普及啓発することを目的に、平成24年6月から健康マイレージ制度を導入されております。二十歳以上の方を対象に、特定健診やがん検診を受診するとそれぞれ10ポイント、40歳以上の方はこれを受けるのが必須項目となっています。健康マイレージ対象講座、イベントに参加すると5ポイント、個人で健康目標、ウォーキングとか体操とか、そういうのを立ててそれを実践すると1ポイントということで、合計50ポイント集めると景品と交換できるというものなんですけれども、本市においても楽しみながら健康づくりに取り組めるこの健康マイレージ制度を導入するお考えはないか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 健康マイレージ制度につきましては、健康意識向上を図る施策の1つとして関心が寄せられているところではございますが、長期的な効果等の検証も必要と考え、現在のところ導入は考えておりません。

本市におきましては、健康意識の向上の施策として、健康づくり絵画や栄養のバラ

ンスを考えた健康手づくり弁当の募集や表彰、全面禁煙実施施設の認証や健康づくりをテーマに親子を対象とした予防探偵団の学習会等を実施しております。健康づくりについては、個人の意識向上はもとより、家族や職場、地域などの意識向上も必要であり、健康を促す仕組みづくりについて、今後も先進事例等を参考に研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） 今、考えてませんということでもちょっとあっさり言われてしまったんですけれども、やっぱり運動というのはなかなかやろうと思ってもすぐには難しい、厳しいものがありますので、若いうちから健康に関する意識を持つということが大事やというふうに思いますし、日常生活を見直していくということが何より重要です。そのきっかけづくりとして健康マイレージ制度ということでお示しをさせていただいたんですけれども、また他市の事例も研究していただきまして、また前向きに取り入れていただけるようお願いいたします。

続きまして、学校給食のアレルギー対策についてお伺いいたします。

昨年末に東京都調布市の小学校において、学校給食で食物アレルギーのある女子児童が死亡した事故を受けて、7月、文部科学省の有識者会議は、再発防止策の中間報告を取りまとめました。その報告によりますと、食物アレルギー事故は全国どこの学校でも起こり得るとして、教職員はもとより学校全体で対応することの重要性を指摘しています。

具体的な取り組みとして、国が2008年に全校配布しているアレルギー対応のガイドラインの活用徹底を初め、各学校の状況に合わせたマニュアルづくりの促進や教職員研修の充実を求めています。また、食物アレルギーの重篤な症状であるアナフィラキシーショックが発生した場合、教職員が症状を緩和する自己注射薬エピペンを適切に使用できるよう、日ごろから医師や消防署との間で情報共有を行うことなど、連携していくことが重要だと指摘しています。これらの中間報告を踏まえて質問させていただきます。

アレルギー対策については、3月定例会でも取り上げさせていただきました。また6月定例会でも、他の議員よりの質問があったところです。その一般質問で本市において、食物アレルギーの発症事例はという質問に対しまして、学校給食における児童の発症事例はございませんと答弁されました。その直後、6月17日に学校給食が原因で、食物アレルギーのある児童が発症して病院へ救急搬送されました。大事には至りませんでしたけれども、何が問題で今回の事故が発生したのか、お聞かせください。  
◎教育長（竹岡敏） 教育長、お答えをいたします。

今、議員のお話にありましたように、6月17日に、学校給食によりまして食物アレルギーを発症するということがございまして、当該の児童及びその保護者の方には大変申しわけなく思っているところでございます。

児童は当日病院で点滴等の治療を受けていただきまして、その日の夕刻にはお医者さんのほうから大丈夫だという診断をいただいて、安心して帰宅をしたということで、大事に至らなかったことを本当に喜んでいらっしゃるところでございます。

小学校給食におきましては、食物アレルギーのある児童の家庭には、学校給食センターのほうから、各学校を通して日々の給食献立の使用食材欄にマーキングをした献

立原案をあらかじめお渡しをしております、それに基づいて、保護者の方がアレルギーのある食材を確認していただいて、その日の給食を食べるか、食べないかの判断をいただくと、そういう情報提供による対応をさせていただいているところでございます。このたびの事故の発生は、その献立原案の記載に不備があったこと、そして給食を食べるかどうかの給食指導の段階でのチェック体制、家庭連携等の不十分さがあったことが要因であろうというように考えておるところでございます。

◆（山本由美子議員） そうしましたら、その再発防止のために、給食センターと学校現場においてどのような対策をとられたのか、お聞かせください。

◎教育長（竹岡敏） 毎年1月から2月にかけて実施をしておりますアレルギー食材の調査について、全児童とその保護者を対象に、7月に改めて再調査を実施をいたしました。調査方法は、全保護者あてに調査実施の通知をして、調査を希望された保護者全てに学校において面談による聞き取り調査を行いました。調査項目につきましても、従来のものに加えて食材の加熱状況等によるものも含めた、より詳細な内容としたところでございます。2学期の給食からは、最新のより詳しい調査結果に基づいて、アレルギー食材を表示した献立原案を作成をいたしまして、情報の提供を行っております。人為的ミスは起こり得ることであるとの認識のもとに、二重、三重のチェック体制を確立をいたしまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

◆（山本由美子議員） 事故発生直後からいち早く対応されたということですがけれども、人為的ミスは起こり得るといふこと、いつも危機感を持って対応するということだと思ふんですけれども、しっかりと、二度とこのような事故を起こさないということ意識を職員全員で共有をしていただいて、そして徹底した事故再発防止というのに努めていただきたいと思ふんですけれども、もう既にしていると思ふんですけれども、これで完璧ではないので、他市のアレルギーに対してどのような取り組みをしておられるかというのを調査というか、情報を得ながら、安全な給食ということで心がけていただきたいなというふうに思ふので、よろしく願ひいたします。

それとあと、3月定例会におきまして、アナフィラキシーショックが起きた場合の対応が重要になることから、学校に合わせた緊急時の対応マニュアルを作成していただきたいということで、要望しておりましたが、現在の作成状況についてお聞かせください。

◎教育長（竹岡敏） 現在、教育委員会におきまして、アレルギー対応マニュアルを作成をいたしている最中でございます。学校現場においては、学校が児童の状況を把握する中で、それぞれの児童に必要な対応を保護者と相談をして決めております。今後、文部科学省が示すガイドラインに基づきまして、学校の個々の状況に見合ったマニュアルづくりを進めてまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 3月に聞いたときも今後つくっていきますという、6月もそのような同じような答えを言われていたかと思ふんですけれども、既にこうして事故が発生していますので、やっぱりマニュアルというのは、早く、やっぱりその学校に応じたマニュアルというのをつくっていくべきだと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

◎教育長（竹岡敏） 御指摘のとおりでございますけれども、給食センターで原案をつくったり、教育委員会のほうで原案をつくったりして、その今、すり合わせをしているわけですが、現場等の声も十分に聞いて反映させる必要があるということから、今、そういったあたりとの調整をしている最中でございます、今年度中には完成をしてあげていきたいという思いは持っておるところでございます。

◆（山本由美子議員） 学校で既につくっておられるところもあるというふうに聞いたんですけれども、現状、いかがでしょうか。

◎教育長（竹岡敏） 市内の学校で個々に作成をしているところがあるということですが、そういうところもあると思いますが、そう多くはないというふうに思っていますので、市全体でそういった統一的なマニュアルづくりをしていきたいと思っています。

◆（山本由美子議員） それでは、全市的に各学校でマニュアルづくりを早急をお願いいたします。

次に、アナフィラキシーショック、これも3月定例会で質問させていただいたんですけれども、アナフィラキシーショックを起こした子どもにかわって、教職員がエピペンを注射することについて、法的責任が問われないことが明確になっていますけれども、実際に子どもの体に針を刺すということへの抵抗や、判断ミスの恐怖心もあってちゅうちょしてしまうのが現状だと思います。そこで、エピペンを打つタイミングや食物アレルギーとアナフィラキシーのことを知っていただくためにも、専門家による研修や訓練の実施が必要だと考えますが、本市の取り組み状況についてお聞かせください。

◎教育長（竹岡敏） 独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成をいたしましたDVD、「学校の管理下における食物アレルギーへの対応～教職員の共通理解を深めるために～」というのを各学校に配布いたしまして、研修等に役立てております。また、公益社団法人日本学校保健会主催の学校におけるアレルギー疾患への対応の基本や、エピペンの実践を交えた取り扱いについての研修、食物アレルギー、アナフィラキシー対応研修会が京都府内の教職員等を対象として、6月に開催をしております、亀岡市内の学校からも多数が参加をしたところでございます。また、学校医によるアレルギー対応を初め、エピペンの取り扱いについて研修を受けている学校も既に多く出てきております。さらに、本年度7月に亀岡市学校保健会が専門の先生、薬剤師さんでございますけれども、招いてこういった薬剤の取り扱いについての研修も実施をしてきているところでございます。

こういった研修につきましては、参加した先生が学校にその研修内容を持ち帰りまして、他の教職員に共有できるように校内で研修をしているというふうに聞いております。

◆（山本由美子議員） DVDを配布したり、研修も行っていただいているということで、そしてそこへ参加された教員の方が、また残っておられる教職員の方と共有しているということ、教えてあげるといことなんですけれども、どうしても一度の研修でしたら出席できる教員の方というのは、数というのは決まってくると思いますので、全員にそういうエピペンの打ち方とか、そういう体験をしていただくというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、群馬県渋川市のほうでは、消防のほうでそう



いうエピペンキットというのがありまして、消防の方に学校へ来ていただいて講習をしていただくという、そして学校の全職員の方にそれを体験していただくことができるということで取り組みをされております。本市でも今回の中間報告の中でも、消防との連携ということを言われているんですけども、この研修について、消防から学校へ来ていただくというお考えはないでしょうか。

◎教育長（竹岡敏） 必要に応じて対応させてもらいたいと思います。

◆（山本由美子議員） 本市のほうの消防署のほうにも訪ねて聞かせていただいたんですけども、エピペンの体験キットが置いてあるということで、第1にはやっぱり医師の方の研修を受けていただくということですけども、講習をさせていただくことも可能ですということではなかったので、教育委員会と消防と連携をとっていただいて、ぜひ全員の方に受けていただけるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、児童が病気やけが、アレルギー症状で救急搬送される際、学校と消防署が迅速に連携できるよう、お手元に配布させていただいておりますこの子ども安心カードを作成して運用すればと考えますが、御所見をお聞かせください。

◎教育長（竹岡敏） 京都府内の他市でもいろいろとこの取り組みは進んでおりまして、議員の御紹介いただきました子ども安心カードに類似するようなものもつくられているところがございます。本市でも、近々に文部科学省のほうからガイドラインが新たに示されるということもありまして、それも受けて最終的にマニュアルを仕上げているというふうには思っているわけですが、その中に議員が御指摘いただいたような子ども安心カードに準ずるような様式を、各学校関係者等々、考えているというふうには聞いておりまして、今後、学校医と関係機関の上、調整をいたしまして提示をしていきたいというふうには思っています。

◆（山本由美子議員） それでは、このような子ども安心カードのようなカードをこれからつくっていただけるということではよろしいのでしょうか。

◎教育長（竹岡敏） 全く同じものになるかどうかわかりませんが、そういった性格を持ったカードはつくっていくことになるとは思っております。

◆（山本由美子議員） 私が聞きましたところで、亀岡市はこういう保健調査というのを使って緊急時に対応しているということを知りましたので、渋川市のほうのこういう情報量が少ないというか、これはちょっと余りにも情報量が多過ぎて、緊急のときにちょっと役に立たないということで、できたらこういうふうな子ども安心カードというのをつくっていただいて、渋川市ではこの教育委員会と消防署の、名前が下に書いてあるんですけども、これを書くことによって、何のためにこのカードをつくるかという、その目的もはっきりして、保護者の方も安心するという、個人情報もそうして配らせていただきました個人情報外部提供同意書というのを、これつけて、いざというときに消防署の方にこれを渡すんですね。亀岡市で言いますと命のカプセルみたいなもんなんですけれども、それを小学校で使っておられるということですので、亀岡のほうもこれからこの保健調査票ではなくて、こういう本当に消防救急隊の方が必要とするこの情報を書いたカードをつくっていただいて、本当にアレルギーのアナフィラキシーショックとか、あと心疾患とかぜんそくとか持っておられる方は、本当に1秒、1分争いますので、そういうことで早急につくっていただきたいなとい

うふうに思いますので、よろしく願いいたします。

すみません。次に、4項目のいじめ防止対策推進法というのは、また時間の関係で省かせていただきまして、また次回、ゆっくり、じっくりとさせていただきたいと思えます。

次に、図書館の充実についての1点目、スポンサー制度の導入についてお伺いいたします。

この質問も、平成23年の12月、そして平成24年の12月、そして今回と3回目、質問させていただくんですけれども、雑誌スポンサー制度というのは、雑誌そのものを図書館に寄贈してもらおうのではなくて、スポンサーに雑誌購入代金を負担していただく制度です。図書館が指定する雑誌のリストの中から提供する雑誌を選定してもらい、その雑誌の最新刊にかける透明のブックカバーの表紙にスポンサー名のステッカーを張り、裏表紙にはPRチラシや広告を掲載するというものです。

これも3回目なんで、ぜひとも導入していただきたいということを思いまして、8月に岸和田のほうに、市立図書館に、雑誌スポンサー制度の視察に行きまわりました。この岸和田市立図書館というのは、平成21年度にこの雑誌購入費用が削減されたこともあって、平成23年度から雑誌コーナーの充実を図るためにこれを導入されたわけなんですけれども、現在9スポンサーから11誌の提供を受けて、その多くは市民の方から提供を受けておられるということで、ふだん図書館を利用されている市民の方がいつもお世話になっているからということで、それとか自分がいつも愛読している雑誌を皆さんに共有してもらいたいということで、提供して下さっているということでした。ですので、この企業とか団体の数というのは少なく、これからの今後の課題だということをおっしゃったんですけれども、そういうことが課題やということで上げられながらも、この市民とのつながりを大事にこれからもして、雑誌の充実を努めていきたいというふうにお話をされておりました。

本市においても、この平成25年度よりガレリア分館にも雑誌が配備されております。財源確保と各図書館の雑誌コーナーの充実のためにも、この雑誌スポンサー制度を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

◎教育部長（辻田栄治） 教育部長、お答えいたします。

雑誌スポンサー制度につきましては、以前から制度導入の御提案を、御提言をいただいで研究をしてまいりました。企業の業務内容とマッチした協力企業からは評価を得、図書館としては雑誌購入費を補う財源確保としてのメリットがあるということがございます。一方では、制度を維持する上でスポンサーの確保が難しい状況にあるなど、実施されている図書館の実情もお聞きしてまいりました。

そういったスポンサー確保が難しいという他市の状況もあるのは事実でございますが、図書館資料の充実、また利用者へのサービス向上が図れるということもございしますので、この制度、雑誌スポンサー制度を導入できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

◆（山本由美子議員） 今、雑誌スポンサー制度を導入していただけるということで、来年度、26年度からしていただけるのかどうか、お答えください。

◎教育部長（辻田栄治） 今、時期については、確たる時期は申し上げられませんが、他市のも聞いておりましたら、26年度から実施するところも何市かございます。亀

岡市におきましても、それに合わせて26年実施を目指してまいりたいというふうに思っております。

◆（山本由美子議員） では、導入の方向でよろしく願います。

それでは最後に、図書館の充実についての2点目、図書館と観光について伺いたします。

図書館において、地域文化に関するイベントや企画展を実施することは、地域住民のみならず観光客の関心を集めたり、そこから地域内外の交流をもたらす効果があると思われま。図書館は地域の情報拠点であることから、地域のことを知りたいと思う観光客へ情報提供もでき、観光ポータルとしての役割も担えと考。図書館においてこの亀岡再発見コーナーを設置する考はないか、お尋ねいたします。

◎教育部長（辻田栄治） 図書館では、各館に郷土資料コーナー等を配置して、その充実に努めておるところでございます。

御提案の図書館における亀岡再発見の資料作成でございますけれども、継続して資料作成ができる体制が必要であるとか、いろいろな課題もございし、またパンフレット、多くのほかのパンフレットや文化資料館の資料もございしので、図書館における資料作成については、その必要性も含めて今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思。い。

◆（山本由美子議員） これからも観光と図書館ということでまた質問させていただきたいと思。い。よろしく願。い。いたし。ます。

以上で全ての質問を終了いたし。ます。ありがとうございました。（拍手）